

○下関市立図書館電子図書館サービスに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下関市立図書館の設置等に関する条例施行規則（平成17年教育委員会規則第25号。以下「規則」という。）第32条の規定に基づき、電子資料を提供するサービス（以下「電子図書館」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電子図書館の提供方法)

第2条 電子図書館は、下関市が契約する事業者（以下「契約事業者」という。）が構築する電子図書館サービスにより、インターネットに接続した利用者のスマートフォン、タブレット、パソコン等のコンピュータを通じて電子資料を提供する。

2 下関市立図書館（以下「図書館」という。）は、電子図書館の利用者にID及びパスワードを付与するとともに、当該ID等を契約事業者へ提供する。

3 利用者は、付与されたID及びパスワードにより、電子資料の貸出や閲覧を行うことができる。

4 電子資料の貸出とは、利用者に対して期間を設けて当該資料を提供することをいい、閲覧とは、電子資料を占有せずに利用させることをいう。

(電子資料の範囲)

第3条 電子図書館が提供する電子資料の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 前条第1項に定める電子資料のうち、図書館が選定した電子資料

(2) 図書館が所蔵し、下関市が著作権を有する資料及び著作権者等の許諾を受けて資料をデジタル化した電子資料

(利用者)

第4条 電子図書館の利用者は、規則第8条第1項に規定する図書館が発行する登録証（以下「登録証」という。）の交付を受けた、下関市内に居住、通勤又は通学する個人とする。

2 登録証を未交付の者が電子図書館を利用しようとするときは、規則第8条第1項に基づき、登録証の交付を受けなければならない。ただし、下関市内

の小中学校を通じて付与されたIDを利用する者については、この限りではない。

(利用登録)

第5条 前条第1項の下関市内に居住する個人に該当する者は、登録証の交付をもって電子図書館の利用登録をしたものとする。

2 前条第1項の下関市内に通勤又は通学する個人に該当し、電子図書館を利用しようとする者は、下関市立図書館電子図書館利用登録申請書(様式第1号)を下関市立中央図書館長(以下「館長」という。)に提出し、電子図書館の利用登録をしなければならない。

(ID及びパスワードの取扱い)

第6条 電子図書館利用のためのID及びパスワードの取扱いについては、各号のとおりとする。

- (1) ID及びパスワードは登録証1枚につき1つとする。
- (2) 利用者は、ID及びパスワードを他人に譲渡又は貸与してはならない。
- (3) 利用者は、ID及びパスワードを紛失、又は不明になった場合は、速やかに図書館に連絡しなければならない。
- (4) 利用者の故意又は過失によりID及びパスワードが利用者以外の者に使用され、損害が生じた場合、利用者がその責めを負う。

(電子資料の貸出)

第7条 電子資料の貸出及び貸出期間の延長に係る点数及び期間は、当面の間、以下のとおりとする。

内 容	点 数	期 間
第2条第4号で定める 電子資料の貸出	3点以内 (著作権法上の許諾を要 しない電子資料を除く)	貸出日を含め15日以内
貸出期間の延長	1回のみ (次に予約者がいない 場合に限る)	貸出延長日を含め 15日以内

(電子資料の返納)

第8条 貸出された電子資料は、その貸出期間が満了したときは、自動で返納されるものとする。

(電子資料の予約)

第9条 電子資料の貸出の予約は2点までとし、取置期間は貸出が可能になった日を含めて8日間とする。

2 電子資料の予約確保の連絡は行わない。

(予約の取消し)

第10条 前条第1項の規定による期間を経過しても予約資料の利用がない場合、当該予約を取消したものとみなす。

(通信料金の負担)

第11条 電子図書館へ接続する際に発生する通信料については、すべて利用者負担とする。

(著作権法に関する禁止行為等)

第12条 何人も電子図書館で提供される電子資料を複製してはならない。

(業務の停止)

第13条 電子図書館の利用に係る保守点検等、館長が必要と認めた場合には、電子図書館業務の全部又は一部を休止することができる。

(利用の停止)

第14条 電子資料の利用に係る不正等、館長が必要と認めた場合には、利用者の電子図書館の利用を停止することができる。

(賠償責任)

第15条 電子図書館における電子資料の貸出及び閲覧等の行為により生じた損害については、当該行為を行った者が賠償する責任を負うものとし、図書

館は一切その責任を負わない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

下関市立図書館電子図書館利用登録申請書

（あて先）下関市立図書館長

利用者番号									
フリガナ									
氏名									
生年月日	西暦		年	月		日			
	(昭和・平成・令和		年)						
学校名又は 勤務先名									
所在地									

《注意事項》

- (1) ボールペンなどで記入してください。
- (2) 登録証をご提示ください。

《職員記入欄》

受付日	登録区分	登録受付	最終確認
年 月 日	在学・在勤	担当	担当